概要版

第３期
館林市子ども・子育て支援事業計画

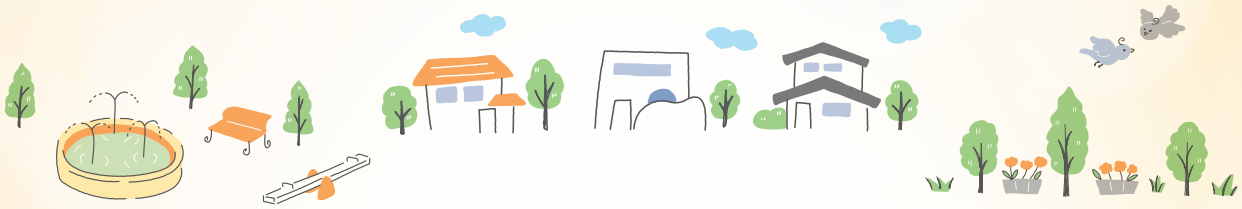

地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む

こどもまんなか里沼のまち

令和７年３月

館林市

1 計画の策定にあたって

我が国においては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加傾向が続いています。また、児童虐待やヤングケアラー等、こどもの権利を脅かす事件等も後を絶たず、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化・多様化しています。

さらに、国においては、全国的に進む少子化に歯止めをかけるため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、すべてのこどもと子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等の施策が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６年６月に公布されました。

こうした流れを踏まえ、本市では、「第２期館林市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）」を見直すとともに、さらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第３期館林市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

「子ども」「こども」の表記について
国においては、「こども基本法」の理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用が推奨されています。そのため、本書では、法令等に基づくものや固有名詞等を除き、原則として「こども」と表記します。

2 計画の位置づけ

（１）法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定される計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」第８条の「市町村行動計画」、「児童虐待の防止に関する法律」第４条に規定する「地方公共団体の責務等を鑑みた児童虐待防止対策」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第10条から第14条における「地方公共団体が行う支援」について、本市の施策を盛り込んだものです。

（２）他の計画との関係

本市における最上位計画である「館林市第６次総合計画」の将来都市像である「里沼の息づく 次世代へ安心をつなぐ 暮らしやすいまち 館林」を具体的に実現する計画として位置づけるとともに、他の関連計画と整合性を図りながら策定しました。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

2020年度（R２年度）	2021年度（R３年度）	2022年度（R４年度）	2023年度（R５年度）	2024年度（R６年度）	2025年度（R７年度）	2026年度（R８年度）	2027年度（R９年度）	2028年度（R10年度）	2029年度（R11年度）
第２期計画（2020～2024）					第３期計画（2025～2029）				

4 本市のこどもの状況

本市では、令和２年から令和６年までの18歳未満の人口は減少しており、令和６年４月現在では9,630人で、総人口（73,867人）に占める割合は13.0%となっています。

こうした過去の人口動態から計画期間中の人口を推計すると、０歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予想され、計画最終年度の令和11年には8,411人となることが見込まれます。

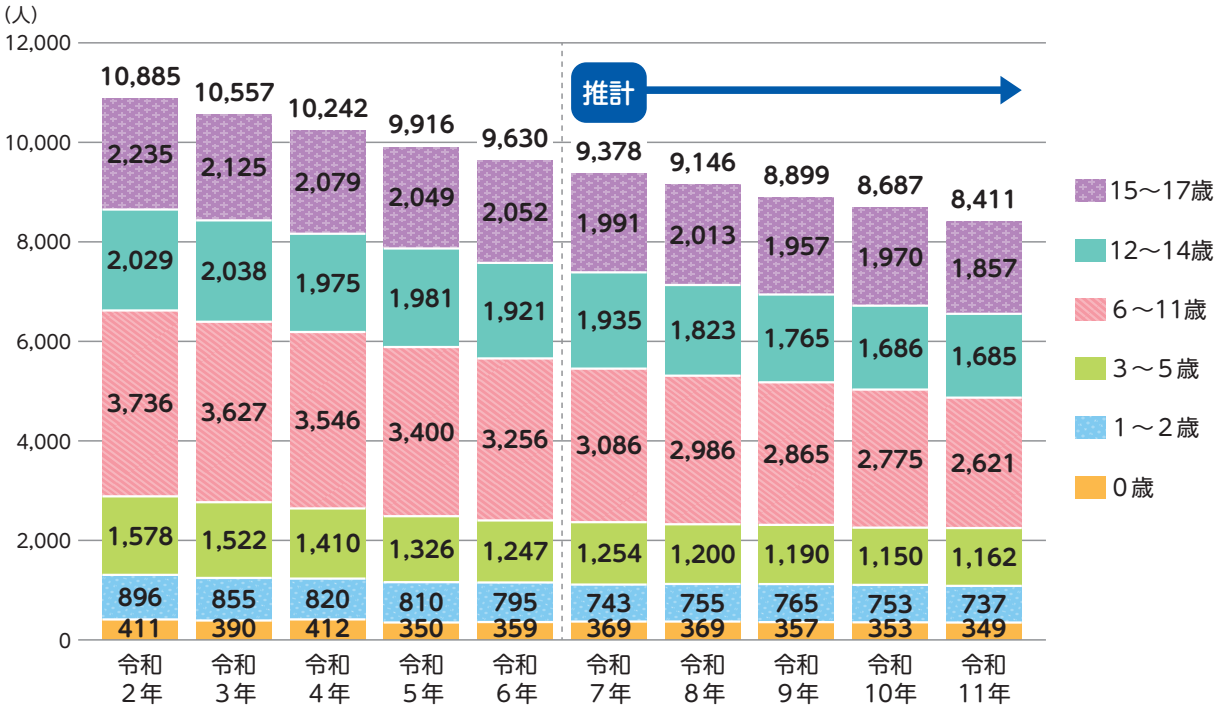

5 計画の理念

地域で子育ての幸せを分かち合い　こどもたちの輝く笑顔を育む
こどもまんなか里沼のまち

日本の原風景として、その価値が評価され、文化庁より日本遺産として認定された「里沼（SATO-NUMA）」。この貴重なふるさとの歴史や文化、自然の中で育まれながら、次代を担うこどもたちが明るく元気よく、健やかに成長していくことが本市の目指すところです。

本計画では、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据える「こどもまんなか社会」を目指して、行政、地域住民、事業主等の様々な主体がつながり、こどもや子育て世帯に寄り添う地域づくりに取り組みます。また、子育て世帯においても困り事や心配事を抱え込まずに、地域の様々な力（支援）を頼ることができるように、地域とのつながりを深められるような環境を整備し、こどもが成長する喜びや楽しみを地域全体で分かち合い、未来のまちづくりにつながるような事業展開を図ります。

6 子ども・子育て支援施策の展開

基本理念の実現に向けて、４つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標１　すべての子育て家庭を支える

すべての子育て家庭のために、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供等、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

施策の方向性

1 地域における子育て支援の充実
2 ひとり親家庭に対する支援
3 子育てに対する経済的な支援

基本目標２　人権、いのち、健康を守る

すべてのこどもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない母子保健施策の充実を通じた育児支援を推進します。

また、こどもの人権が尊重され、誰もが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

施策の方向性

1 妊娠から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援
2 児童虐待防止対策の推進
3 障がい児やその保護者に対する支援
4 こどもの人権の尊重

基本目標３　安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

施策の方向性

1 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
2 こどもの安全のための支援

基本目標４　こどもと親の未来をつなぐ

貧困や児童虐待、ヤングケアラー、外国籍のこども等の支援を必要とするこどもや子育て世帯では、複合的な課題を抱えているケースも少なくないため、庁内関係課や関係機関等と幅広く連携し、地域住民の協力を得ながら、より実効性の高いこどもの支援策に取り組みます。

施策の方向性

1 こどもの教育・学習支援
2 こどもと家庭等の総合的な支援の充実
3 生活困難な家庭の生活基盤立て直しへの支援

7 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」に基づき、本計画では、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み及び確保方策等の事業計画について示します。

なお、子ども・子育て支援新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

子ども・子育て支援サービスの概要図

市町村主体

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付

施設型給付

認定こども園（0～5歳）

保育園（0～5歳）

幼稚園（3～5歳）

地域型保育給付

（主に0～2歳）

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

施設等利用

- 施設型給付を受けない幼稚園
- 特別支援学校
- 預かり保育事業
- 認可外保育施設等

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 一時預かり事業及び預かり保育事業
- 延長保育事業（時間外保育事業）
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第３期計画から追加

- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）
- 児童育成支援拠点事業（こどもの居場所支援）
- 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

国主体

仕事・子育て両立支援事業

- 企業主導型保育事業
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
- 中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

（１）教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて３つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業等は、以下のとおりです。

利用できる主な施設及び事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満３歳以上	なし	１号認定	幼稚園 認定こども園
	あり	２号認定	保育園 認定こども園
		幼児期の学校教育の希望が高い場合	幼稚園 認定こども園
満３歳未満	あり	３号認定	保育園 認定こども園　地域型保育事業

教育・保育施設等の量の見込み及び確保方策

１号認定〈認定こども園、幼稚園〉

		実績見込み	見込み及び確保方策				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
満３歳以上	量の見込み	321	320	306	293	277	277
	確保方策	352	296	296	296	296	296

２号認定〈認定こども園、認可保育園、認可外保育施設〉

		実績見込み	見込み及び確保方策				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
満３歳以上	量の見込み	891	900	883	883	857	866
	確保方策	921	918	918	918	918	918

３号認定〈認定こども園、認可保育園、特定地域型保育事業、認可外保育施設〉

		実績見込み	見込み及び確保方策				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
１・２歳	量の見込み	500	500	510	519	519	520
	確保方策	495	496	496	496	496	496
０歳	量の見込み	53	65	72	82	88	90
	確保方策	102	105	105	105	105	105

（2）地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業を充実していきます。

地域子ども・子育て支援事業

	事業名	内容等
1	利用者支援事業	対象 **こども及びその保護者、妊婦** こども及びその保護者又は妊婦が、身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じて母子保健コーディネーター及び家庭児童相談員が相談・助言等や、関係機関との連絡調整等を行う事業
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）	対象 **０歳～就学前、保護者** 公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の保護者間の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、その他必要な援助を行う事業
3	妊婦健康診査	対象 **妊婦** 妊婦の健康保持及び増進のため、定期的な健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、健康管理の充実を図り、安全に妊娠・出産ができることを目的とする事業
4	乳児家庭全戸訪問事業	対象 **生後４か月までの乳児のいるすべての家庭** 母子保健推進員等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握等を行う事業
5	養育支援訪問事業	対象 **養育支援が必要と認められた児童、保護者、妊婦** 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援）を行う事業
	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	対象 **こども及びその保護者、妊婦** 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員と構成員等の専門性の向上及び地域ネットワーク構成機関間の連携強化を図る事業
6	子育て短期支援事業	対象 **０歳～小学３年生** 保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になったこどもについて、児童養護施設等において一定期間必要な保護を行う事業
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	対象 **０歳～小学６年生** 児童の預かり等の援助を希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業
8	一時預かり事業	**【幼稚園型】** 対象 **満３歳～５歳児** 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園及び認定こども園に在籍する幼児について、教育時間の前後又は長期休業日等に一時的に預かり、必要な保育を行う事業
		【幼稚園型を除く他の場所での一時預かり】 対象 **０歳～５歳児** 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園及びその他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業
9	延長保育事業（時間外保育事業）	対象 **０歳～５歳児** 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業
10	病児保育事業	対象 **０歳３か月～小学３年生** 児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等及び保育士が一時的に保育する事業

事業名		内容等
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	対象 **小学１～６年生** 仕事等により保護者が昼間いない小学生に対して、放課後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
	放課後子ども教室事業	対象 **小学１～６年生** 放課後の安全・安心なこどもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	対象 **保護者** 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等実費負担に対し助成を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	対象 **事業者** 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
14	産後ケア事業	対象 **産後１年未満の母親及び新生児又は乳児** 出産後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師等により心身のケアや休養等の支援を行う事業
15	妊婦等包括相談支援事業	対象 **妊産婦及びその配偶者等** 妊産婦・その配偶者等に対し、出産・育児の見通しを立てるための面談をもとに、伴走型相談支援を行うとともに、継続的な情報発信を行う事業
16	子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	対象 **要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等** 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）とする家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業
17	児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）	対象 **養育環境等の課題を抱える学齢期の児童** 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業
18	親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	対象 **要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等** 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業
19	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	対象 **０歳６か月～３歳未満** 認可保育園や認定こども園等を利用していない０歳６か月から３歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無等は問わず保育を利用できる事業

8 計画の進捗管理

計画期間中は、子育て支援課が事務局となり、「館林市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、市民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、施策・事業の実績等を用いて実施し、取組の改善につなげていきます。

第３期館林市子ども・子育て支援事業計画　概要版

発行年月/令和７年３月

発行・編集/館林市　保健福祉部　こども局　子育て支援課

〒374-8501　群馬県館林市城町１番１号　TEL 0276-47-5135